

地域プランナー選定要領

1 制度の概要

ふくしま地域資源活用・地域連携サポートセンター(以下、「センター」という。)では、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む事業者の「元気なふくしまの農山漁村 経営発展プラン」(以下、「経営発展プラン」という。)策定を支援するため、地域プランナー(以下、「プランナー」という。)を以下により選定する。

2 プランナーの業務内容及び委嘱条件

(1) 業務内容

プランナーは、地域支援検証委員会(以下、「委員会」という。)が選定した支援対象者の経営発展プラン策定に重点を置いた取組を推進するため、センターの依頼に基づき、以下の業務を行うものとする。

- ① 経営発展プランの策定支援
- ② 経営発展プラン策定に基づく、課題解決等に対する支援
- ③ その他、経営発展プラン策定に関し、必要と思われる助言、支援等

なお、プランナーは支援の都度、別紙「支援報告書」を作成し提出するとともに、2月末を目途に別紙「支援シート」を提出し、支援対象者が策定した経営発展プランを併せて提出するものとする。

(2) 選定要件

(i) 学識要件(①又は②を満たしていること。)

- ① 以下すべての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち(カ)の分野について高度な専門的知見を有していること。

(ア) 県域内の農林水産物の生産実態

(イ) 農林水産物の加工

(ウ) 農林水産物(加工品)の流通

(エ) 農林水産物(加工品)のマーケティング

(オ) 農政、食品安全等に関する法令、制度

(カ) 経営管理、経営分析

- ② ①の(カ)の分野について、一定の知見を有しつつ、輸出、IT、観光、異業種連携、農業観光、農福連携、衛生管理・HACCP等のいずれかの分野について、高度な専門的知見を有していること。

(ii) 経験要件((i)の②の場合は除く。)

6次産業化等に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること、又は、6次産業化等に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果を上げていること。

(iii) コミュニケーション能力要件

以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 6次産業化等に関係する各分野の人材に精通していること。
- ② 6次産業化等に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言をする能力を有していること。

(3) 委嘱条件

① 謝金及び旅費

プランナーの派遣に当たり謝金を支給するものとし、その金額は、1回当たりの日額を55,000円(消費税を含む。)とする。

なお、謝金が発生する時間は、支援日における支援先との面談に限るものとし、支援日以外の面談、支援先への往復時間や食事・休憩時間、その他プランナーの自宅・事務所にて行った支援に付随する業務の時間等は含まないものとする。

プランナーを派遣した場合、福島県の規定に準じて旅費を支給する。謝金、旅費に関する詳細は、「地域プランナー派遣要綱」のとおりとする。

② 秘密の保持

プランナー活動を通じて知り得た個人情報の複製、漏えいを防止するため、秘密保持誓約書を提出すること。

③ 活動期間

重点支援対象者決定後～支援開始年度2月末まで

3 選定方法

(1) 事務局において、書類審査及び面接を経てプランナー候補者を選出する。

(2) 委員会において、事務局選出のプランナー候補者について適否を判断し、プランナーとして選定する。

4 事務局

事務局は、ふくしま地域資源活用・地域連携サポートセンター内(福島県福島市荒町4-7 福島県再生可能エネルギー合同ビル2F)に設置する。

附則 この要領は、令和2年9月15日から実施する。

附則 この要領は、令和3年5月27日から実施する。

附則 この要領は、令和4年5月 9日から実施する。

附則 この要領は、令和5年5月 9日から実施する。

附則 この要領は、令和6年5月 9日から実施する。

附則 この要領は、令和7年5月15日から実施する。